

最近の関税政策と税関行政を巡る状況

令和7年5月14日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 令和7年度関税改正の概要

2. 最近の税関行政・関税制度

3. 国際関係

「関税定率法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第16号）の概要

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率（411品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和 7 年度末まで 1 年延長。
※加糖調製品（5 品目）については、国内産糖支援の原資となる調整金を拡大する観点から暫定税率を引下げ。
- 給食用脱脂粉乳の対象に、児童福祉法上に新設された乳児等通園支援事業において提供される脱脂粉乳を追加し、暫定無税を適用。
- 沖縄における選択課税制度について、令和 8 年度末まで 2 年延長。
- 後発開発途上国（LDC）に対する特別特惠関税について、適用対象外となるまでの期間をLDC卒業後 1 年以内（改正前）から 3 年以内に延長。

2. 個別品目の関税率の見直し

- 将来的なリチウムイオン電池関連のサプライチェーンの展開を見極めつつ、安定供給確保等を図る観点から、リチウム＝ビス（オキサト）ボラート（LiBOB）について、暫定税率を設定し、関税を無税化。
- 調達安定性の確保や国際競争力向上等を図る観点から、
シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ブロミド（CEDMAB）
シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム＝ヒドロキシド（CEDMAH）及び
1,6－ヘキサンジオールの基本税率を無税化。

「関税定率法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第16号）の概要

3. 納税環境の整備

- 内国税の改正に合わせ、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合に、関税に係る重加算税の加重措置の適用対象から除外。

● 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

(注)上記のうち、3. については令和 9 年 1 月 1 日

ロシアに対する関税における最恵国待遇撤回の延長について

1. 経緯

- 令和4年3月11日のG7首脳声明において、**ロシアへの最恵国待遇撤回**に努めるとの声明を発出。
【参考】最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。
- ロシアに対する**WTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用**を可能とするため、関税暫定措置法を改正し、下記を規定（4月20日成立、翌21日施行）。

＜関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第三条 より＞

国際関係の緊急時において、WTO協定による関税についての便益を与えることが適当でないときは、政令で定める国を原産地とする物品で政令で定めるもののうち、政令で定める期間内に輸入されるものに課す関税率は、関税法第3条ただし書の規定にかかわらず、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）とする。

- 国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令において、以下を規定。

◆対象国：ロシア ◆物品：全品目 ◆期間：公布の日の翌日（令和4年4月21日）から**令和7年3月31日**

2. 改正内容

- 本措置は、令和6年度末が適用期限となっていたが、**ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回を令和8年3月31日まで延長**（上記政令を改正）。

（注） G7等においても、ロシアへの最恵国待遇撤回を継続中。

令和 7 年度法案審議 附帯決議

衆・財金委（令和 7 年 3 月 14 日（金））

【関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。
- 二 関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じること。
- 三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。
- 四 最近における社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金、知的財産侵害物品やテロ関連物品等の密輸を阻止するとともにロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障へも対応し、水際において国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構・職場環境の充実、取締検査機器等を含む業務処理体制の整備及び安全管理の徹底等に特段の努力を払うこと。

令和 7 年度法案審議 附帯決議

参・財金委（令和 7 年 3 月 31 日(月)）

【関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の設定に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業の利益を十分に配慮しつつ、国民生活の安定・向上に寄与するよう努めるとともに、過度な恩恵を相手国に与えず調和のとれた対外経済関係の強化を図ること。
- 二 関税の基本税率を引き下げるための暫定税率については、その恩恵の規模や産業等について適用実態の公開を進めた上で、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉上の必要性等を具体的に考慮し、真に必要かつ合理的と認められるものに限り、適用期限の延長措置を講じること。
- 三 自由貿易が人類の繁栄と世界の平和をもたらすとの基本的な考えに基づき、自由で公正・公平な経済秩序の維持・強化を推進するため、我が国の関税制度を不断に見直すとともに、保護主義的な政策が広まらないよう、諸外国及び国際機関との連携を強化すること。その際、国内の食料・産業基盤への影響にも配慮すること。
- 四 ロシア等に対する輸出入規制や経済安全保障への対応及び覚醒剤等の不正薬物や金の密輸入阻止の観点から、税関においては、警察庁等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 五 社会のデジタル化の進展等の技術革新、厳しさを増す安全保障環境など、税関を取り巻く経済・社会情勢が急速に変化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、覚醒剤等の不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品や知的財産侵害物品等の国内持込みの阻止により国民の安全・安心を確保しつつ、本年開催される大阪・関西万博におけるテロ対策や展示物等の的確かつ迅速な通関等を通じ安全かつ円滑な開催に寄与するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実、職場環境及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備等に特段の努力を払うこと。

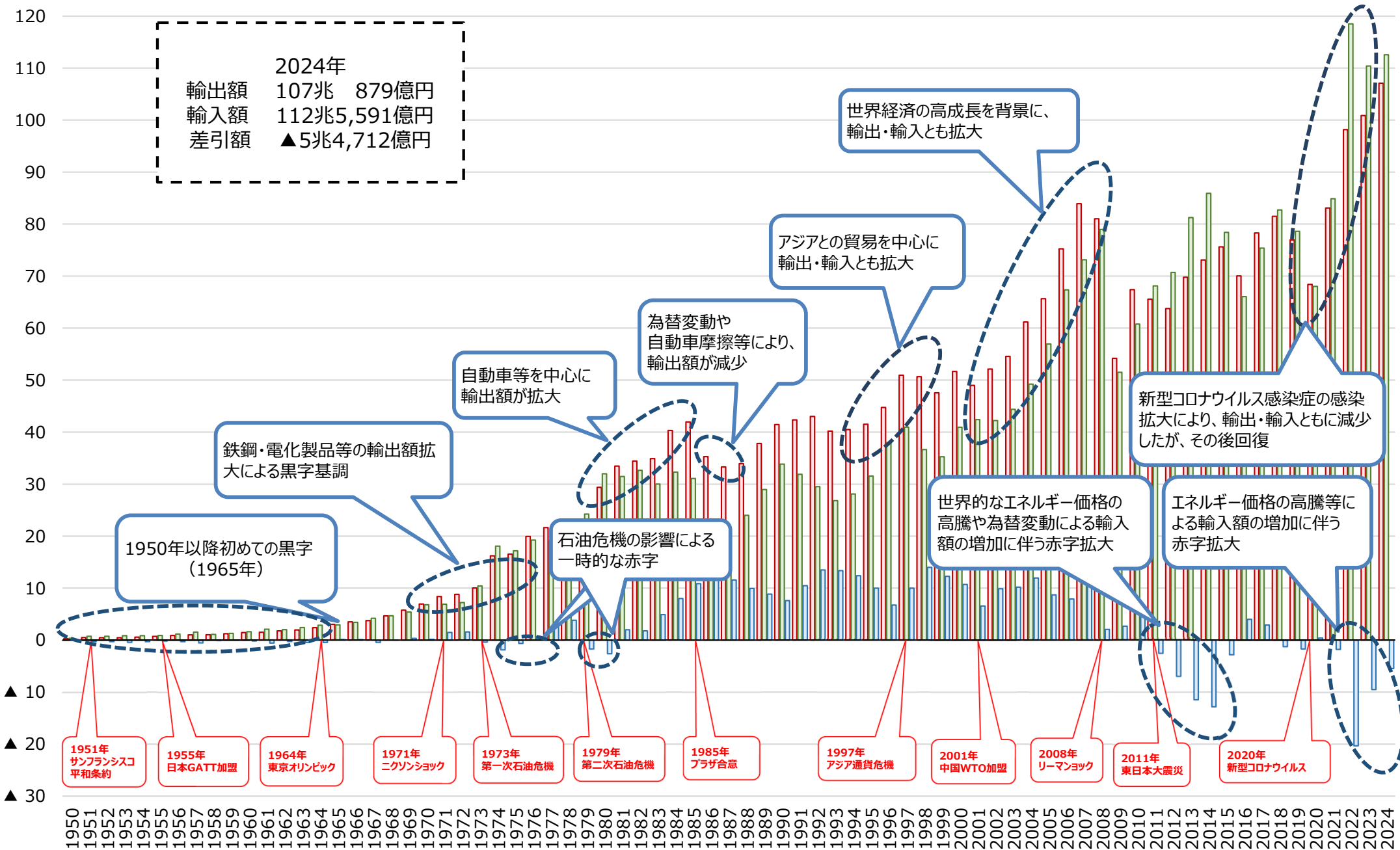
1. 令和7年度関税改正の概要

2. 最近の税関行政・関税制度

3. 国際関係

貿易額の推移

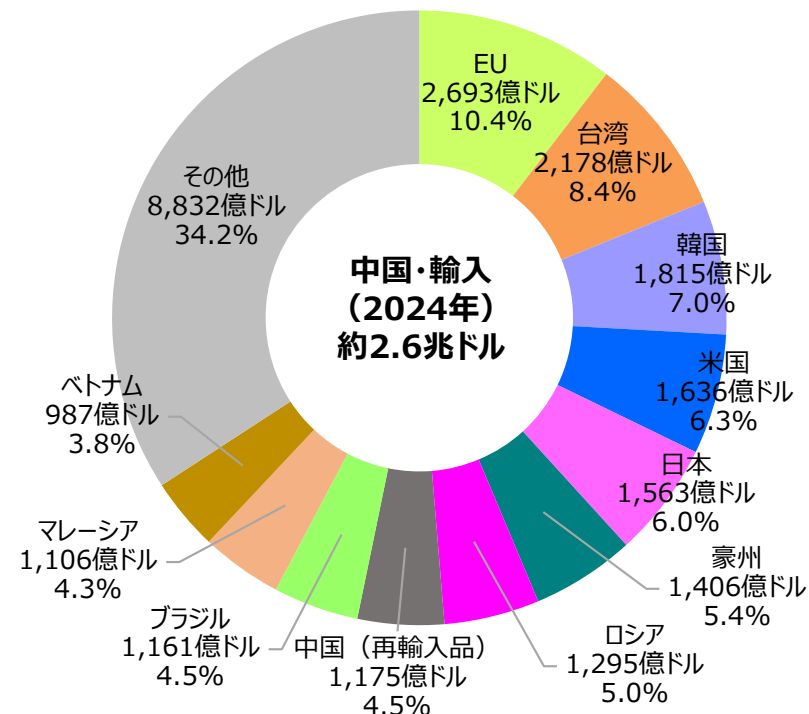
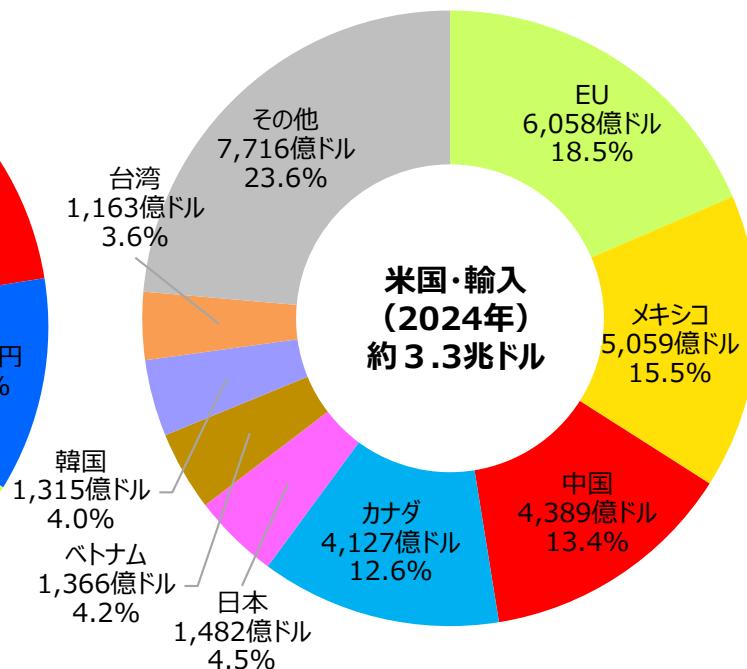
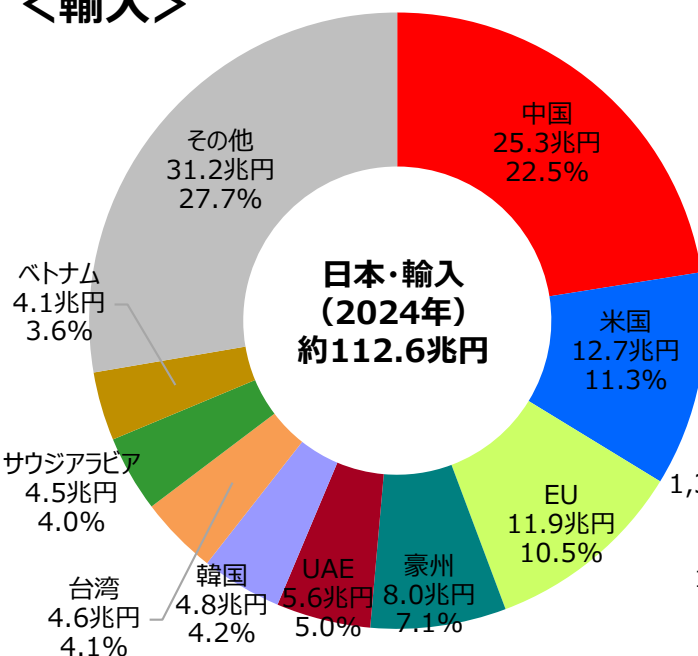
■ 輸出額 ■ 輸入額 ■ 差引額



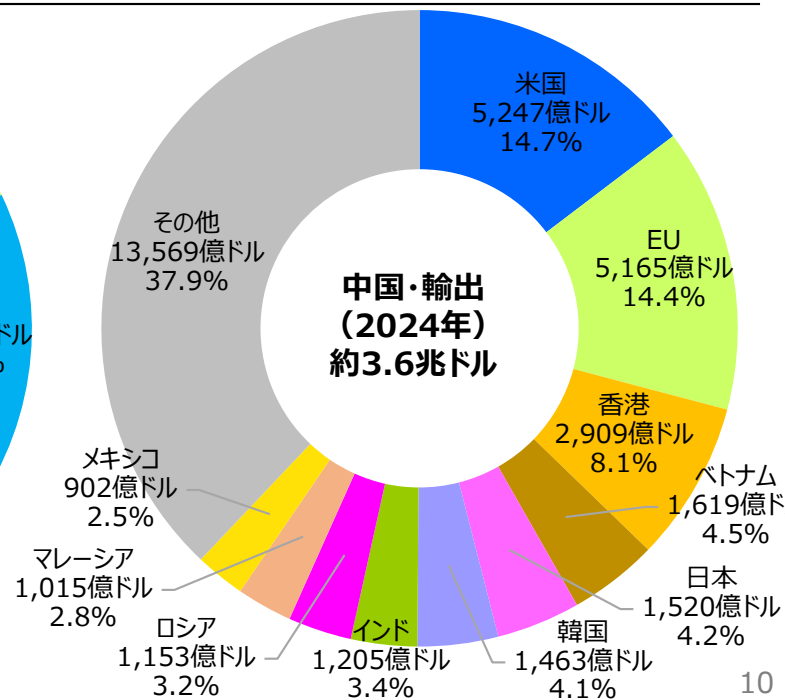
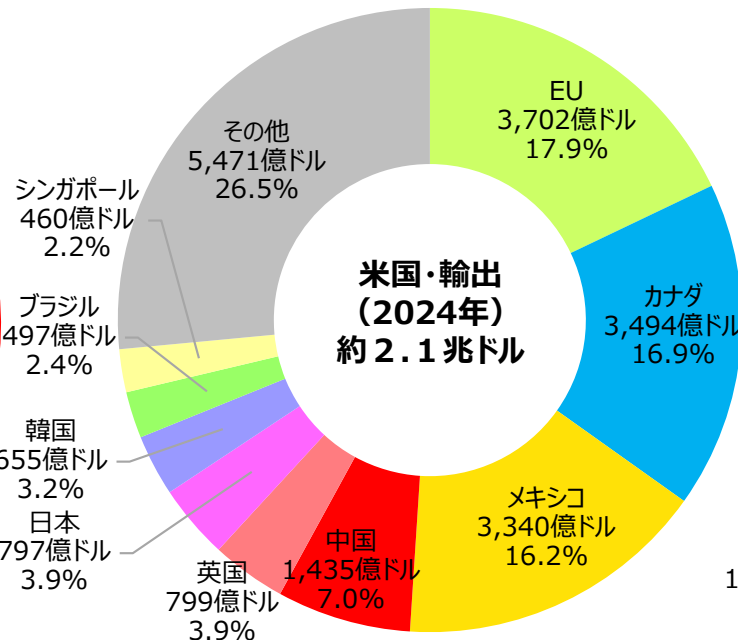
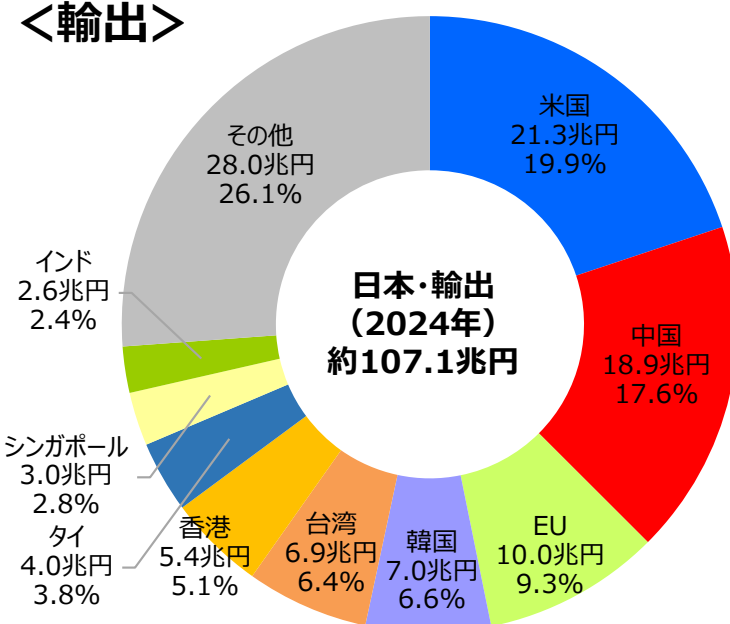
出典：財務省貿易統計

日本、米国及び中国の輸出入相手国・地域（2024年）

<輸入>

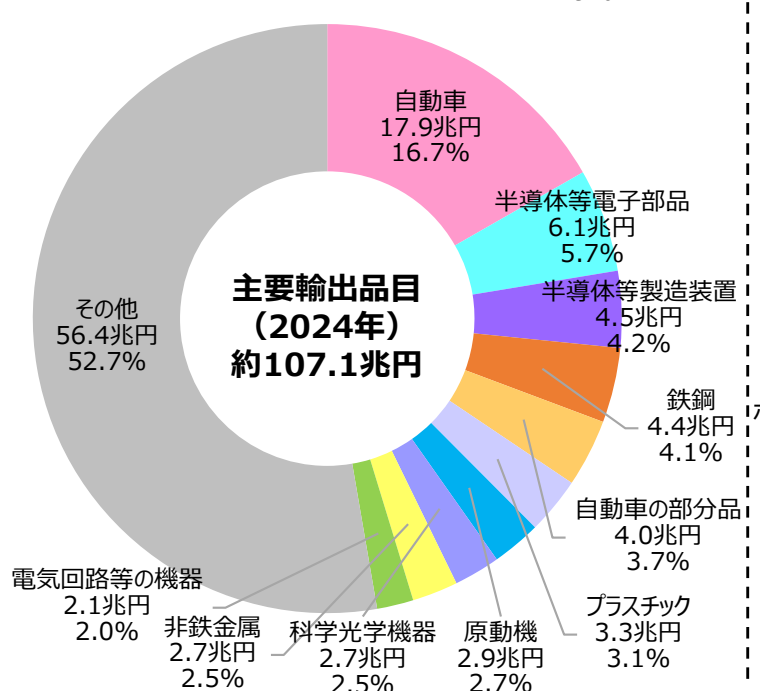
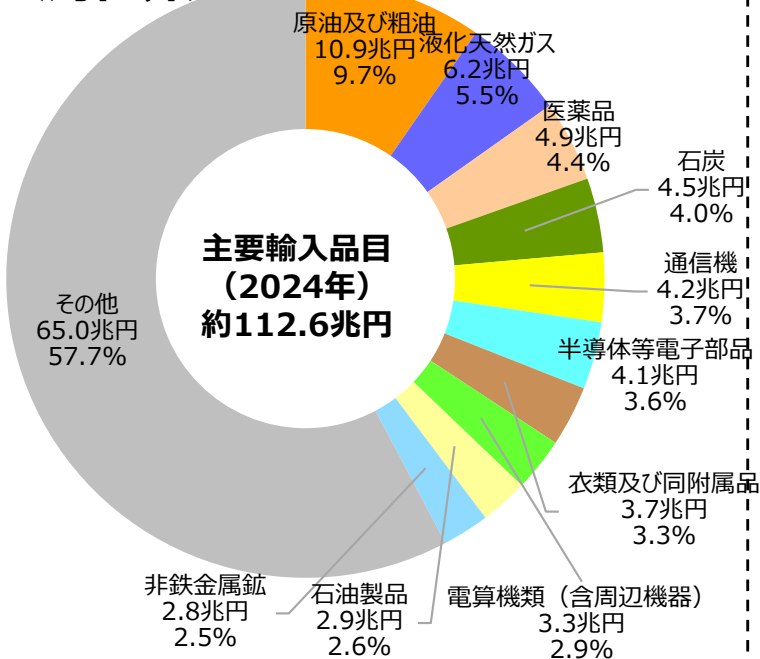


<輸出>

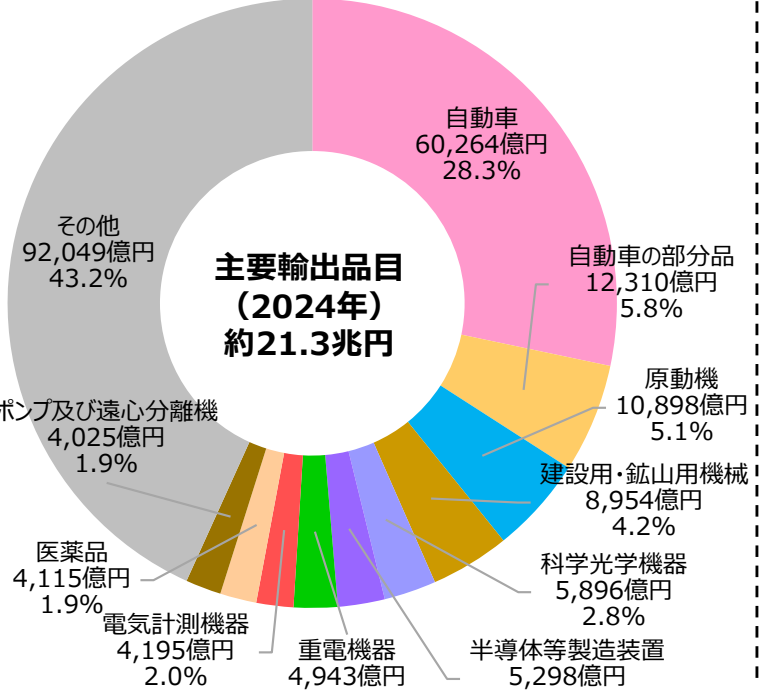
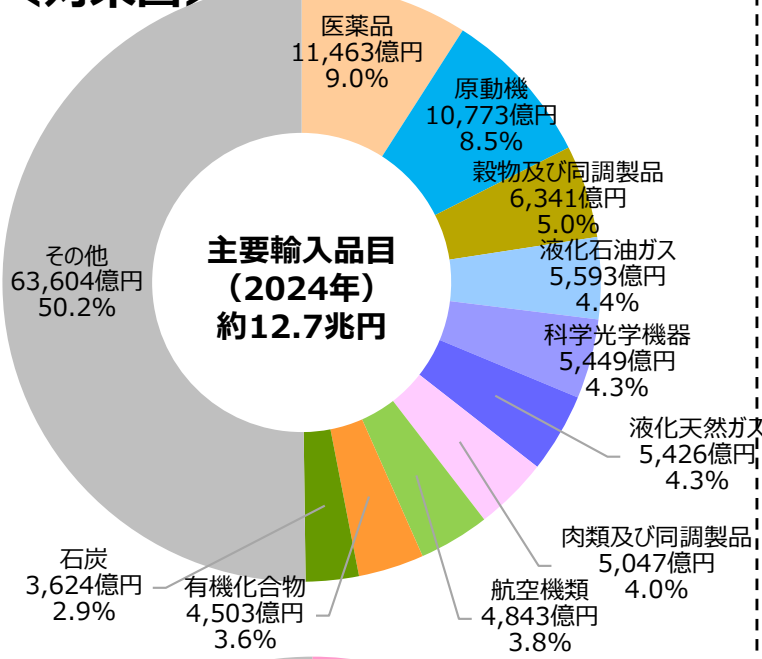


日本の品目別輸出入動向（2024年）

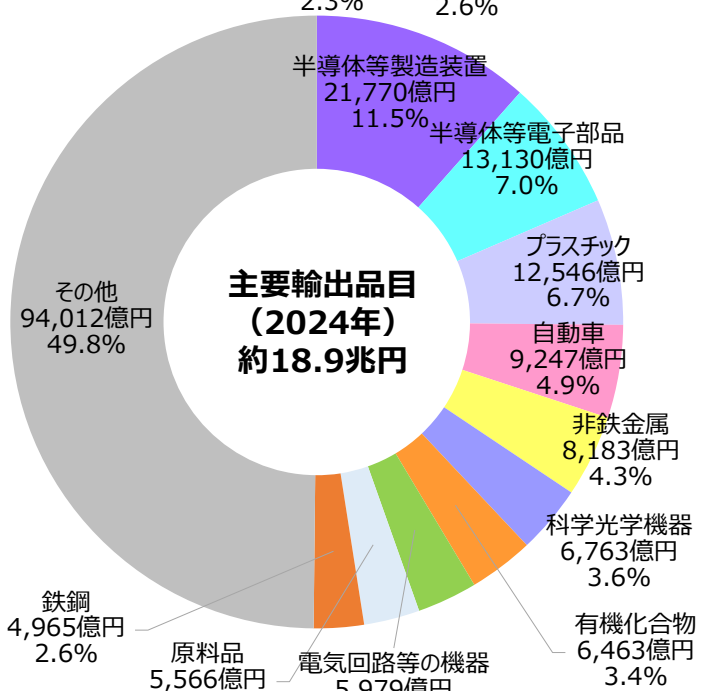
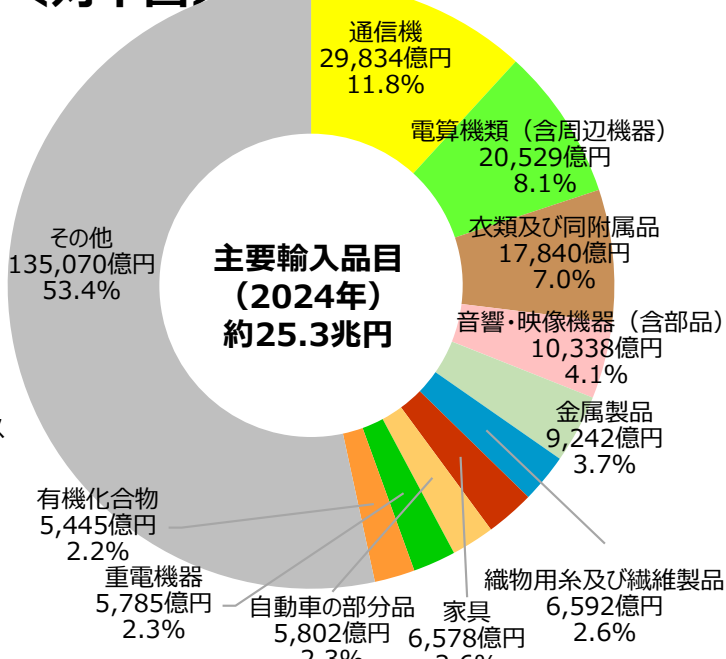
<対世界>



<対米国>



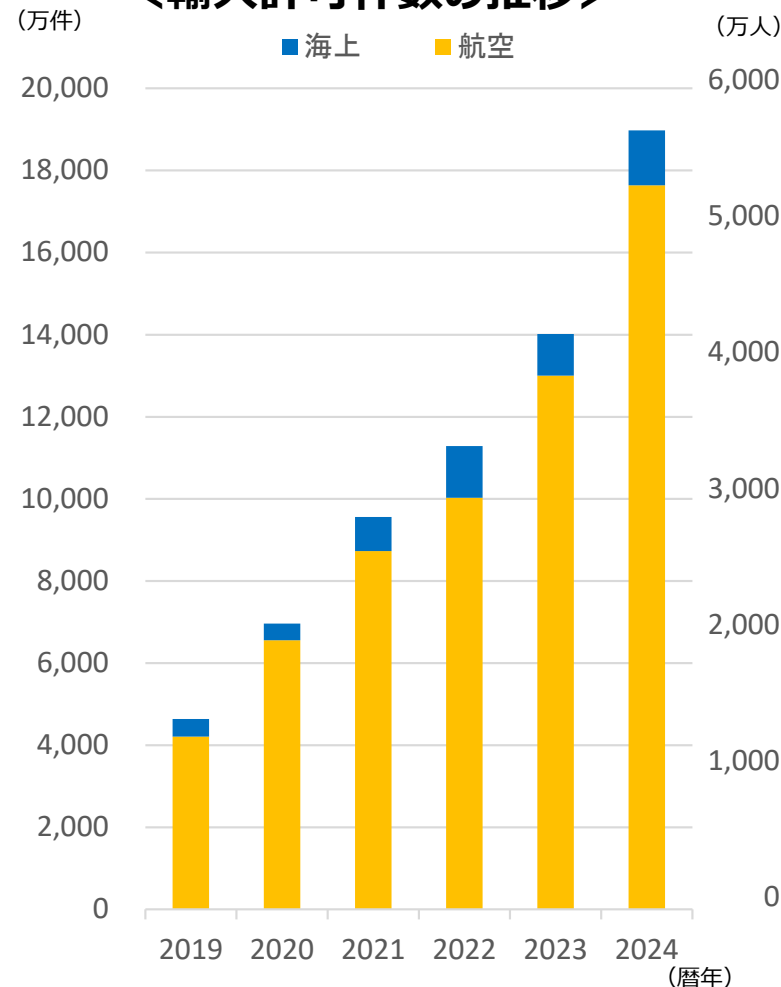
<対中国>



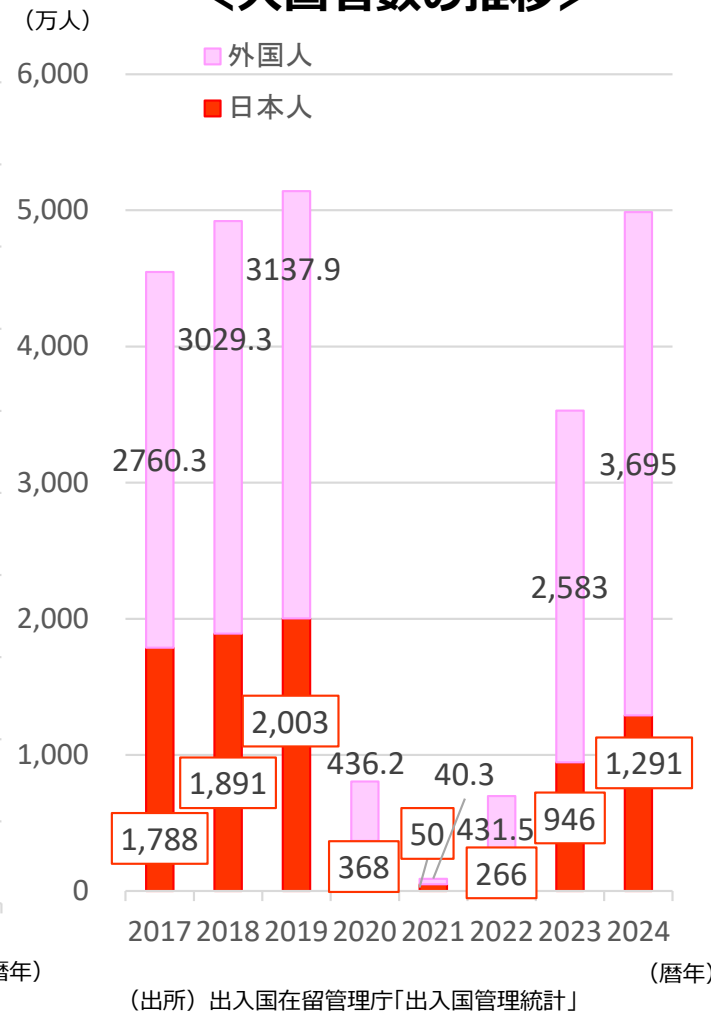
税関における主要業務量の推移

- 越境電子商取引の拡大に伴い、輸入許可件数は、ここ数年、大幅な増加傾向。2024年には航空貨物の輸入許可件数が2019年比約4.2倍、海上貨物についても2019年比約3.1倍と増加。
- 2024年の入国者数は、円安等の影響による訪日外国人旅行者数の増加等により、前年比約1.5倍と増加。
- 2023年度の税関における関税等収入額は前年度比7.3%減の約13.1兆円であり、租税及び印紙収入の約16.9%に相当。

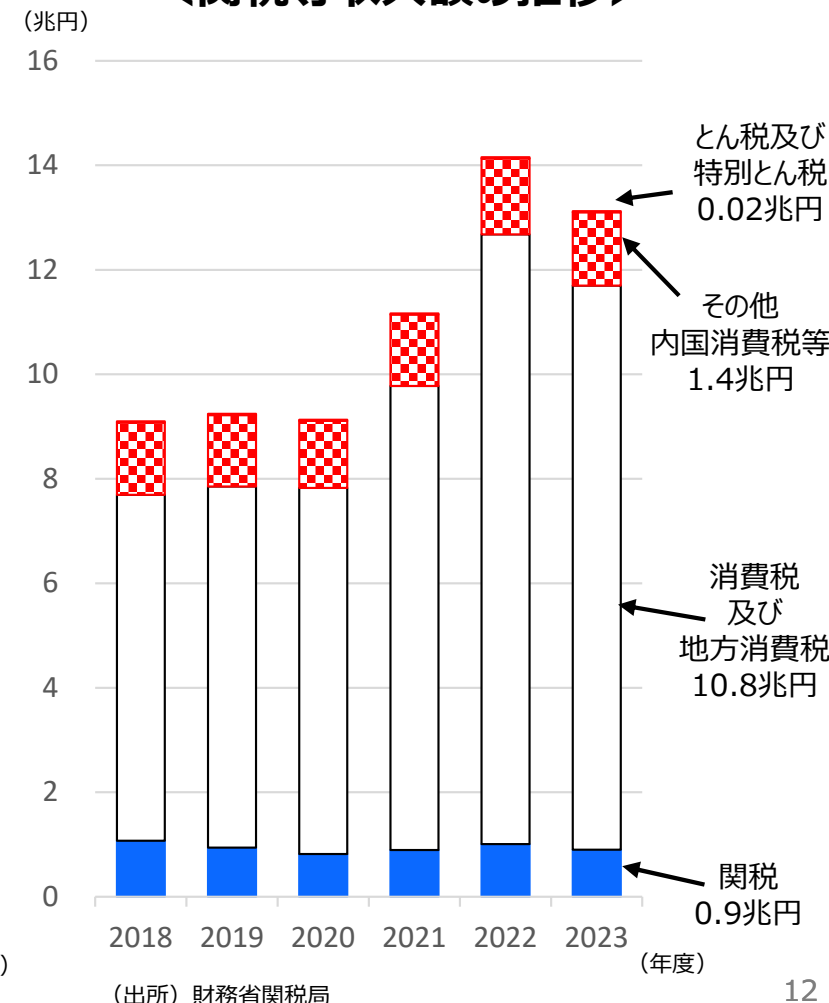
＜輸入許可件数の推移＞



＜入国者数の推移＞



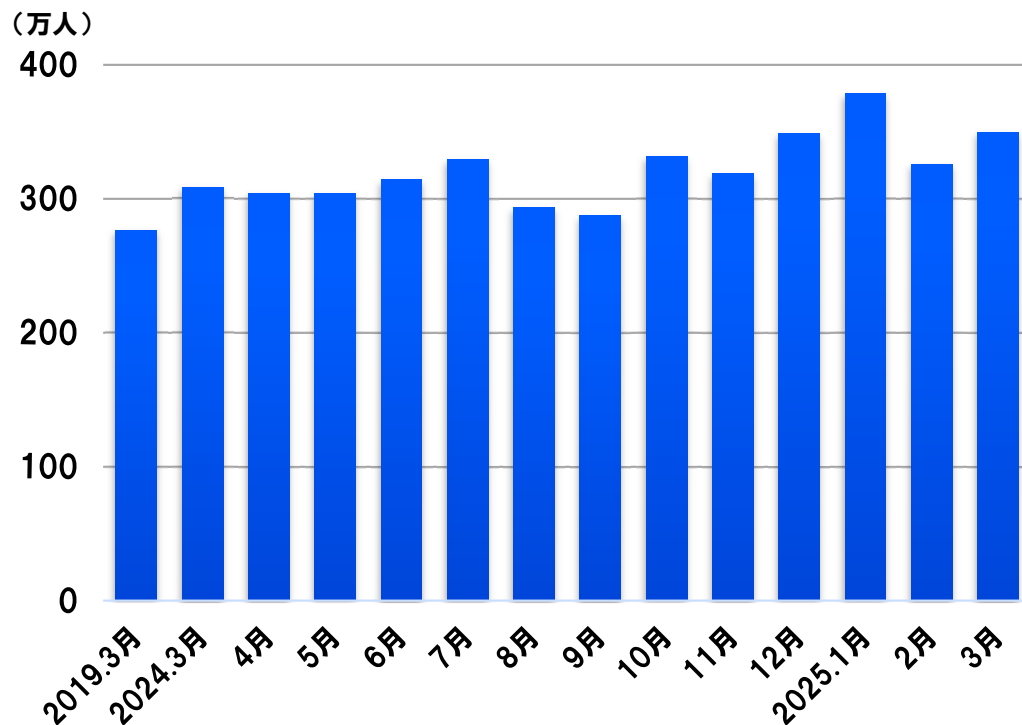
＜関税等収入額の推移＞



入国者数の増加に向けた対応等

- 2024年の訪日外国人旅行者数は、2019年比で約116%と増加しており、円安の影響等による訪日需要の高まりを受け、今後も更なる増加が見込まれる。
- 2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人を受け入れる政府目標に向かっていくなか、入国手続の更なる効率化や時間短縮が必要不可欠な状況。
- 税関検査場電子申告ゲート（Eゲート）を7大空港に、QRコード読取端末を全ての税関空港に配備。
- 令和7年4月から、税関・入管手続きを1台で同時に行うことができる「共同キオスク」を羽田空港、関西空港、成田空港（第3ターミナルのみ）に配備し、本格運用を開始。今後、主要空港へ拡大配備予定。

<訪日外国人旅行者数の推移>

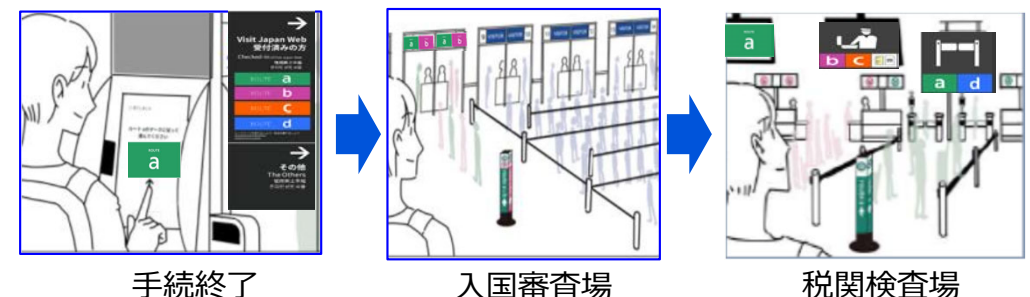


(出所) 日本政府観光局「訪日外客統計（2025年2月及び3月は推計値）」

○税関における電子申告手続の概要



○共同キオスク利用者の案内・誘導イメージ



手続終了時に表示されたルート案内を入国審査場・税関検査場まで表示することで、利用者に分かりやすい動線を構築

外国人旅行者向け免税制度の見直し

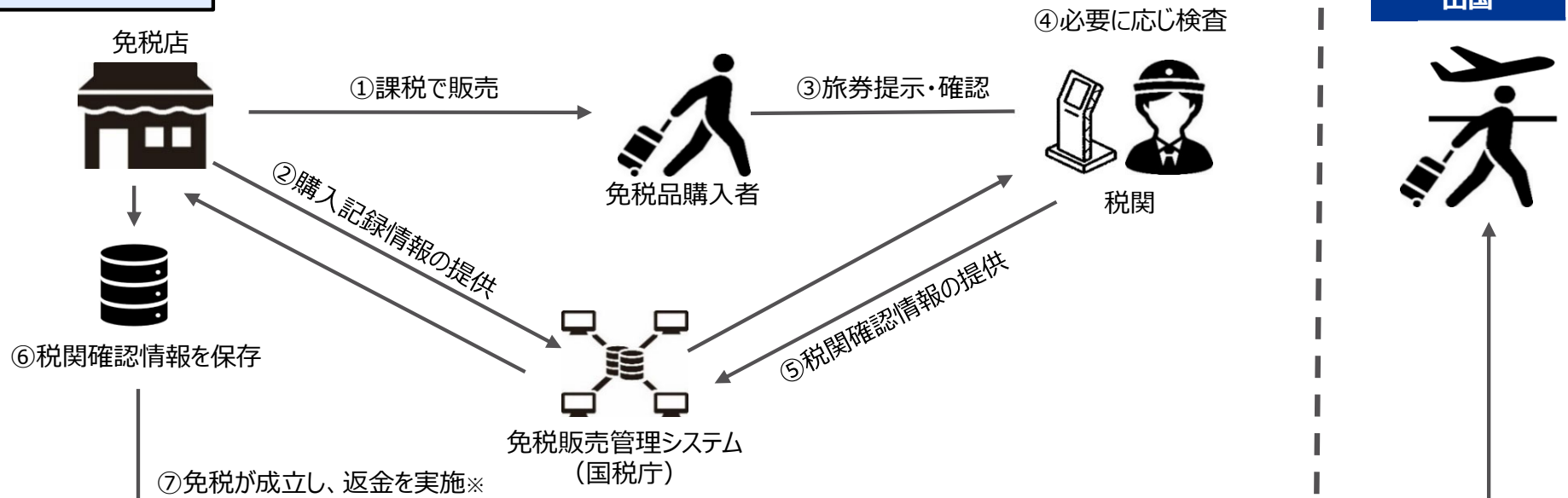
- 免税購入品の国内での横流し等の不正に対応するため、課税で販売し、事後的に消費税相当額を返金する「リファンド方式」への見直しについて、令和7年度税制改正大綱に基づき、税制改正法案が成立。関係法令は令和7年3月末に公布済。
- 新制度は、令和8年11月1日から適用を開始。

◆ 令和7年度税制改正大綱（抜粋）

消費税の外国人旅行者向け免税制度については、不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和6年度税制改正大綱で示された方針を踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直す。

その上で、本免税制度を引き続きインバウンド消費の拡大に向けた重要な政策ツールとして活用するため、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額及び特殊包装を廃止するとともに、免税店が販売する際に「通常生活の用に供するもの」であるか否かの判断を不要とする等の措置を講ずる。また、新方式の施行に当たっては、空港等の混雑防止確保の観点から必要な環境整備等を行うほか、関係省庁において、業界団体等とも連携しつつ周知・広報を行う。

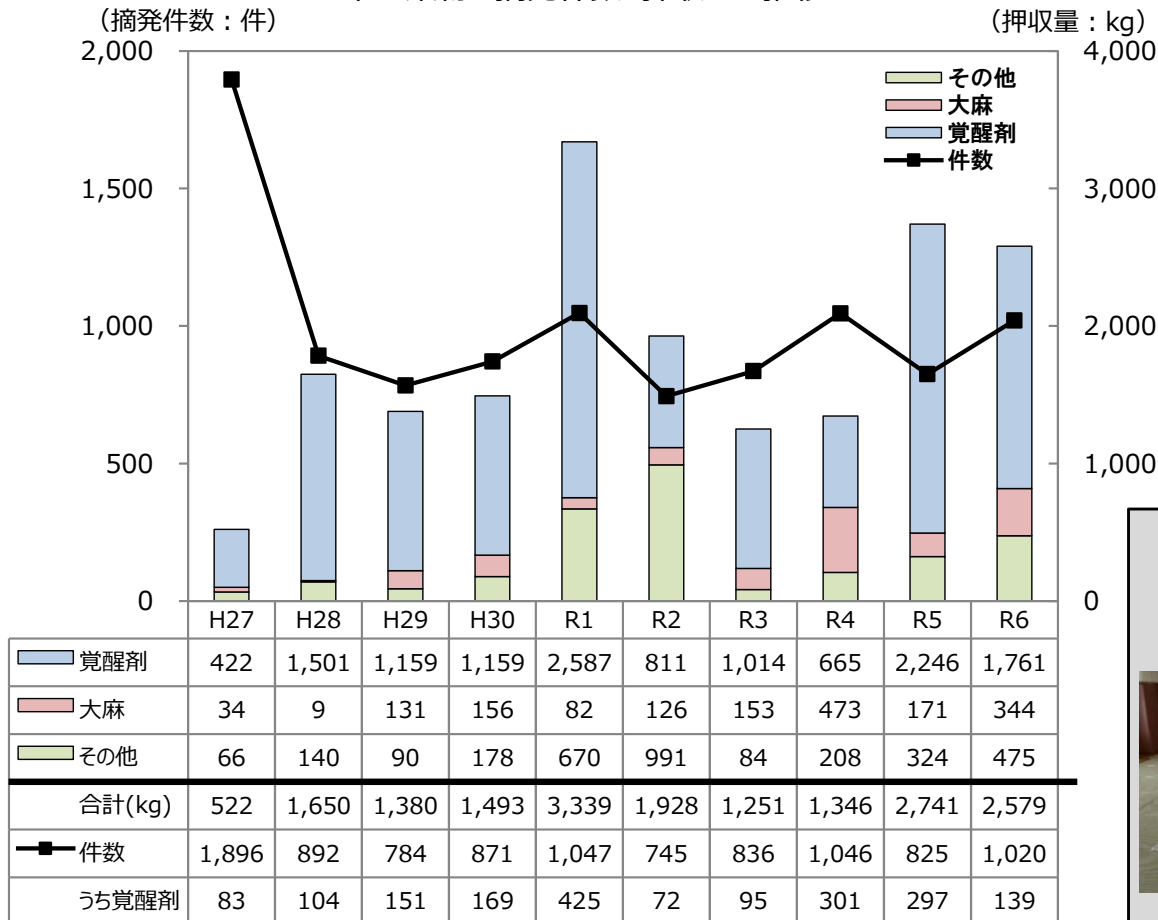
リファンド方式のイメージ



不正薬物の摘発状況

- 令和6年における不正薬物の押収量は初の2年連続2トン超え。
(参考) 令和6年の不正薬物の摘発件数は1,020件(前年比24%増)、押収量は約2,579kg(同6%減)
- 令和6年は大麻の摘発件数が過去最高を記録。
(参考) 令和6年の大麻の摘発件数は390件(前年比約2.9倍)、押収量は約344kg(同約2倍)

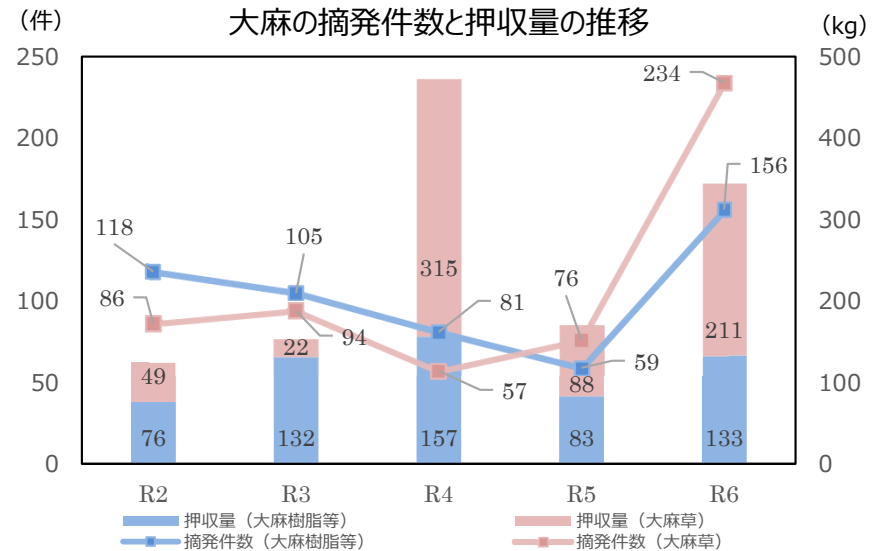
不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) ・令和6年の数値は速報値である。

・大麻には、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻及びTHC類製品を含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類(テトラヒドロカンナビノール類)を含有する液体や菓子類をいう。
・その他とは、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

大麻の摘発件数と押収量の推移



【摘発事例①】

令和6年4月、横浜税関はメキシコから到着した海上コンテナ貨物に隠匿された覚醒剤約531kgを摘発した。



【摘発事例②】

令和6年9月、東京税関はタイから成田国際空港に到着した旅客の携帯品(スーツケース)に隠匿された大麻草約16kgを摘発した。

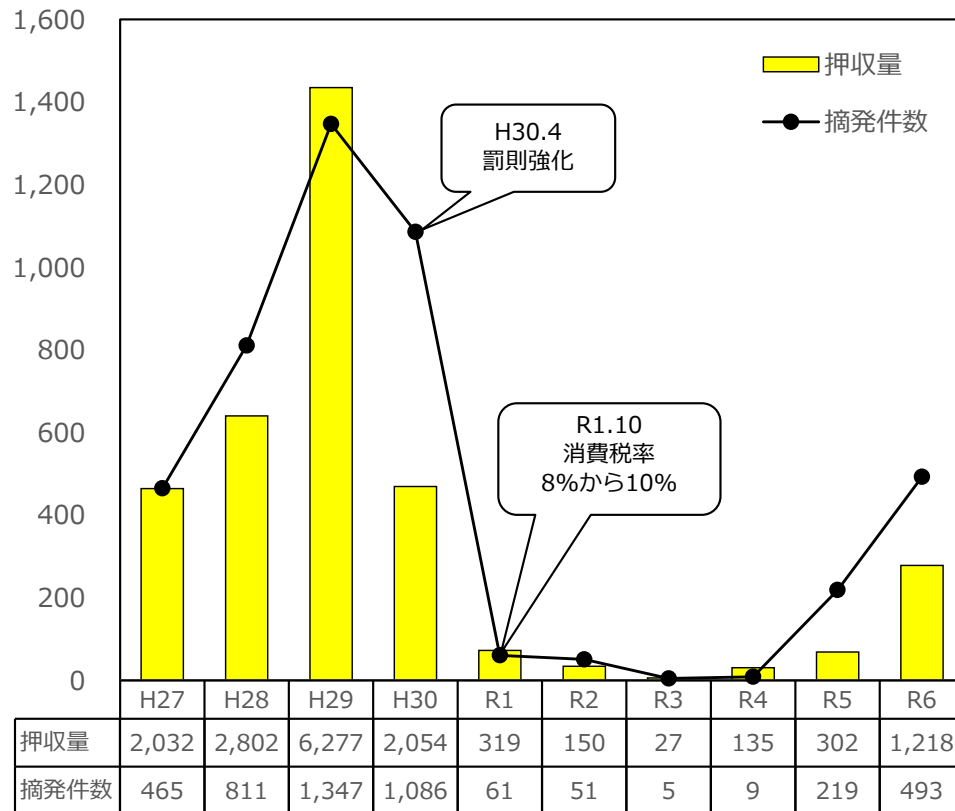


金密輸入取締りに対する取組

- 令和6年における金の摘発件数は493件（前年比約2.3倍）、押収量は約1,218kg（同約4倍）。
- 平成30年4月の罰則強化を含む取組等により摘発は大幅に減少したものの、コロナ禍後の訪日外国人旅客数の急増や金価格の高騰等から、金の摘発件数・押収量は増加傾向。
- このような金密輸を巡る状況に鑑み、令和6年11月、財務省関税局・税関は臨時税関長会議を開催し、関税局長から各税関長に対して、税関における金密輸の水際取締りをより一層強化するよう指示。

＜摘発件数と押収量の推移＞

（単位：件）



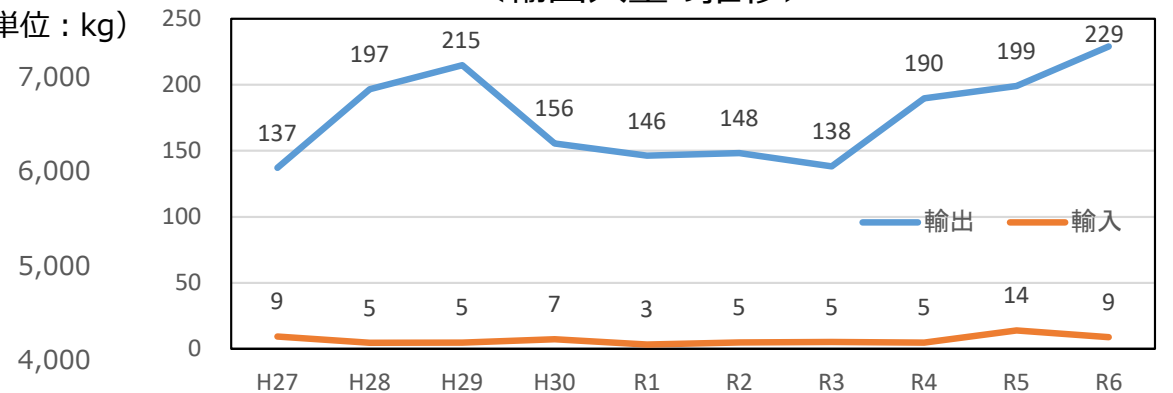
（令和6年は速報値）

（単位：トン）

＜輸出入量の推移＞

（出典）財務省貿易統計

（単位：kg）



（令和6年は速報値）

＜巧妙な隠匿手口＞

愛媛県沖において洋上取引された金地金約40kgを愛媛県今治市の浮桟橋において摘発した。（令和6年11月・門司税関）



香港から到着した航空貨物（プラスチック製パレット）に隠匿された金地金約160kgを摘発した。（令和6年1月・大阪税関）

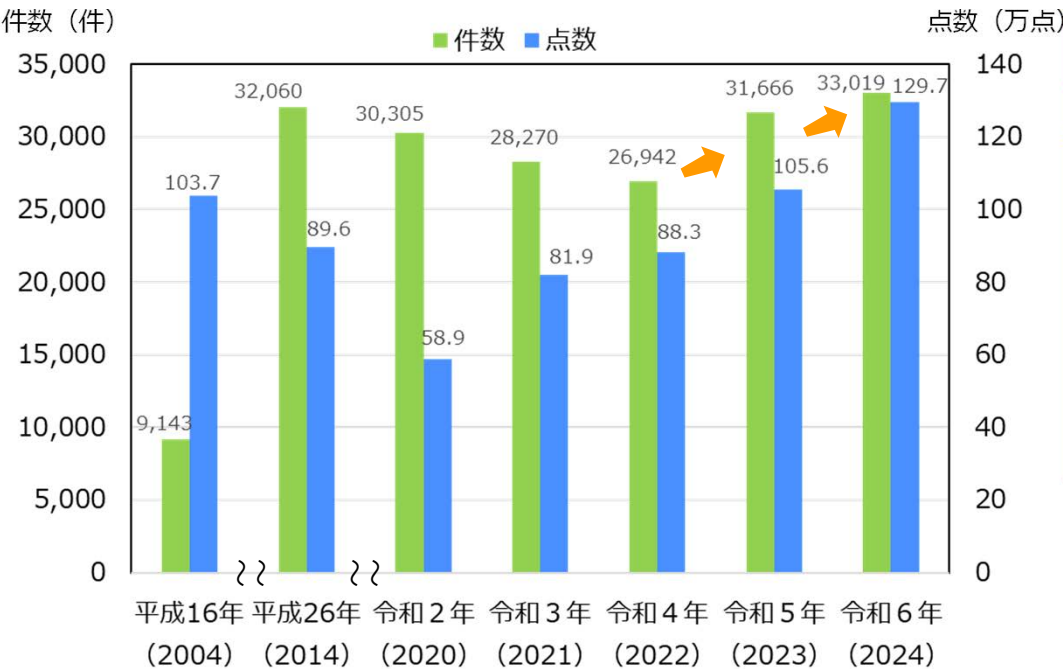


知的財産侵害物品の水際取締り

【知的財産侵害物品の取締りの状況】

○ 令和6年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、33,019件（前年比4.3%増）。輸入差止点数は、1,297,113点（前年比22.8%増）。

◆ 知的財産侵害物品の輸入差止実績



◆ 知的財産侵害物品の認定手続開始実績

	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	前年比 (2023→2024)	構成比 (2024)
認定手続開始件数	32,033	32,869	34,253	104.2%	100.0%
通常手続	5,185	5,304	5,807	109.5%	17.0%
簡素化手続き (注)	26,848	27,565	28,446	103.2%	83.0%
輸入者による 争う旨の申出	4,325	1,267	828	65.4%	2.4%

(注) 「簡素化手続」とは、輸入差止申立てに係る対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するか否かについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定する手続をいう。

(出所) 財務省HP「知的財産侵害物品（コピー商品等）の取締り（差止実績（報道発表））」

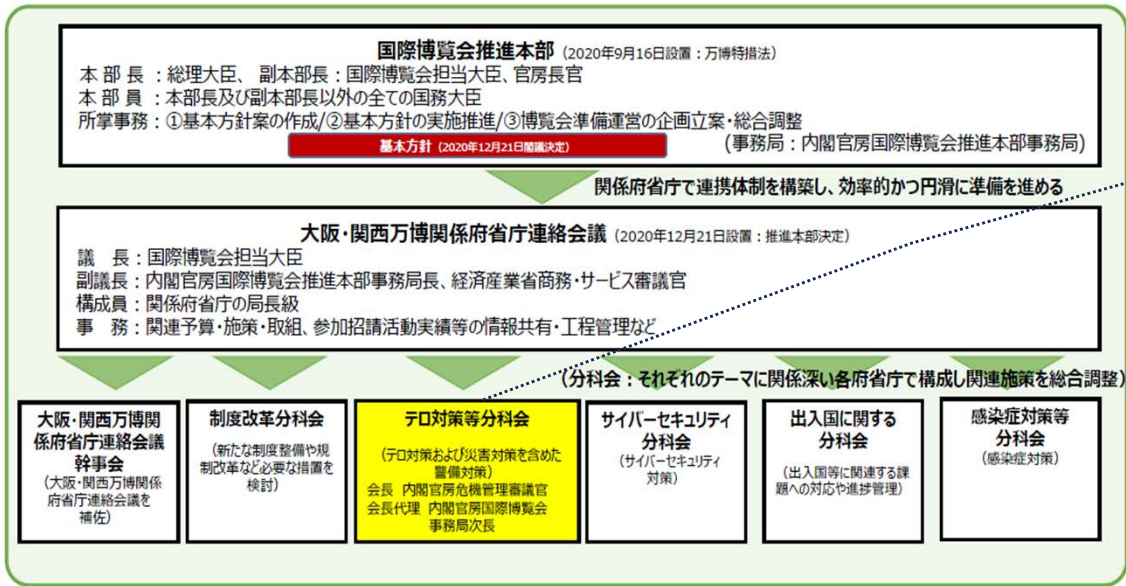
【海外事業者を仕出人とする模倣品の水際取締りの強化】

- 令和4年10月に改正関税法等が施行され、海外の事業者が郵送等により国内に持ち込む模倣品（商標権又は意匠権を侵害するもの）は、個人使用目的で輸入されるものであっても、税関の水際取締りの対象となった。
- 令和4年から令和5年及び令和6年にかけて、知的財産侵害物品の輸入差止件数は増加した一方、輸入者が「争う旨の申出」を行った件数は、令和4年の4,325件から、令和5年は1,267件（前年比70.7%減）、令和6年は828件（前年比34.6%減）と大きく減少しており、制度改革の効果が現れているものと考えられる。

大阪・関西万博のテロ対策について

国際博覧会推進本部分科会における取組要綱

2025年大阪・関西万博の準備及び運営に関する施策の推進体制



令和6年4月5日、第6回大阪・関西万博テロ対策等分科会（サイバーセキュリティ分科会及び感染症対策等分科会と同時開催）において、**2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）におけるセキュリティ・安全安心の確保に向けた取組要綱**を策定。

【取組要綱におけるテロ対策の取組内容】

○会場やその周辺地域等における警戒警備の徹底

→テロ等を未然に防止するため、会場やその周辺地域のほか、海上等における警戒警備を徹底。

○重要施設における警戒警備等の徹底

→大阪・関西万博の運営に必要な不可欠な電力等の供給施設等、重要施設の警戒警備を徹底。

○水際対策、テロに使用されるおそれのある銃砲、爆発物等への対策の徹底

→テロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を徹底。

税関における課題・対応策

【課題】

- ・開催期間（令和7年4月12日開会式、4月13日から10月13日までの184日間）に応じた、**長期間のテロ対策強化**。
- ・大阪・関西万博の開催地区である大阪税関における強化のほか、旅客やSP・郵便物検査等の**全国的なテロ対策強化**。

【対応策】

これまでのノウハウを最大限に活かした水際取締りを着実に実施

- ◆ 応援職員の派遣等、集中的な人員投入
 - ◆ 情報や取締・検査機器の活用による輸入貨物等の検査強化
 - ◆ 空港・港湾等の巡回強化
 - ◆ 国内外の関係機関や業界団体との連携強化
- 等

【取組要綱に対する関税局・税関における全国的なテロ対策】

○会場やその周辺地域及び税関関連施設における警備の強化

→会場及び周辺地域の海上等における警戒警備や税関庁舎等に対する巡回等の警備の強化。

○重要施設における取締りの強化

→保税地域である発電所、製油所等のインフラ関連の重要施設に対する巡回や管理者との連携を強化。

○水際対策、テロに使用されるおそれのある銃砲、爆発物等への対策の徹底

→関係機関や関係業界等と連携したテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入阻止を目的とした取締強化を実施。

経済安全保障上の脅威への対応

背景・課題

- 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大。
- 経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)
 - 国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化
 - インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析に必要な体制を整備
 - 先端技術の輸出管理・技術管理等に取り組む
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組を進める必要。

取組の概要

- 「軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止」の観点から以下に取り組む。
 - **情報の収集・分析（インテリジェンス能力）の強化及び適正通関の確保**
国内外の関係機関との連携促進により情報収集・分析能力を強化するとともに、厳格な審査や調査等により適正な輸出通関を確保。
 - **体制強化**
経済安全保障情報分析センター室を2023年7月に新設するとともに、輸出事後調査部門、情報管理室（官）、通関部門、旅具通関部門といった経済安全保障の確保に資する部門の体制を強化。職員の専門性向上。
 - **民間事業者との連携**
通関業者等の民間事業者への情報提供、規制対象物品に係る相談対応等を促進。また、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者に対し情報提供を依頼。
 - **規制対象物品の輸出実績の把握**
統計品目番号の設定等により規制対象物品の輸出実績の適時適切な把握・分析を通じて、不正輸出の防止を図る(経済産業省等と連携)。

我が国における不当廉売関税をめぐる状況

- 不当廉売関税制度とは、不当廉売（ダンピング）された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する本邦の産業を保護するため、通常に関税の他に割増関税を賦課するWTO協定で認められた制度。
- 近年、不当廉売関税の発動は増加傾向。

対象品目	対象国（注１）	追加関税率	課税期間（注２）
フェロシリコマンガ	中国	4.5%～27.2%	1993年２月～1998年１月
綿糸	パキスタン	2.1%～9.9%	1995年８月～2000年７月
ポリエステル短繊維	韓国・台湾	6.0%～13.5%	2002年7月～2012年6月
<u>電解二酸化マンガ</u>	豪州	29.3%	2008年9月～2013年8月
	スペイン・南アフリカ	スペイン：14.0% 南アフリカ：14.5%	2008年9月～2019年3月
	<u>中国</u>	<u>34.3%～46.5%</u>	<u>2008年9月～2029年2月</u>
トルエンジイソシアナート	中国	69.4%	2015年4月～2020年4月
<u>水酸化カリウム</u>	<u>韓国・中国</u>	<u>韓国：49.5%</u> <u>中国：73.7%</u>	<u>2016年8月～2026年8月</u>
<u>高重合度ポリエチレンテレフタレート</u>	<u>中国</u>	<u>39.8%～53.0%</u>	<u>2017年12月～2028年2月</u>
炭素鋼製突合せ溶接式継手	韓国・中国	41.8%～69.2%	2018年3月～2023年3月
<u>トリス（クロロプロピル）ホスフェート</u>	<u>中国</u>	<u>37.2%</u>	<u>2020年9月～2025年9月</u>
<u>炭酸二カリウム</u>	<u>韓国</u>	<u>30.8%</u>	<u>2021年6月～2026年6月</u>
<u>溶融亜鉛めっき鉄線</u>	<u>韓国・中国</u>	<u>韓国：9.8%～24.5%</u> <u>中国：26.5%～41.7%</u>	<u>2022年12月～2027年12月</u>
<u>黒鉛電極</u>	<u>中国</u>	<u>95.2%</u>	<u>2025年3月～2025年7月</u>

発動が増加

（注１）中国は、香港及びマカオ地域を除く。

（注２）黒鉛電極については、現在暫定措置発動中（調査継続中）であり、暫定措置の課税期間。その他の案件については確定措置の課税期間。

（注３）太字・下線部は現在発動中。

令和7年度 税関定員・予算の概要

【 令和7年度定員 】

増員 +156人
定員合理化 ▲101人
差引 +55人

※令和4年度査定事項の時限到来減▲12人及び国家公務員の超過勤務を縮減するための定員+2人を除く



令和7年度定員 **10,255人**

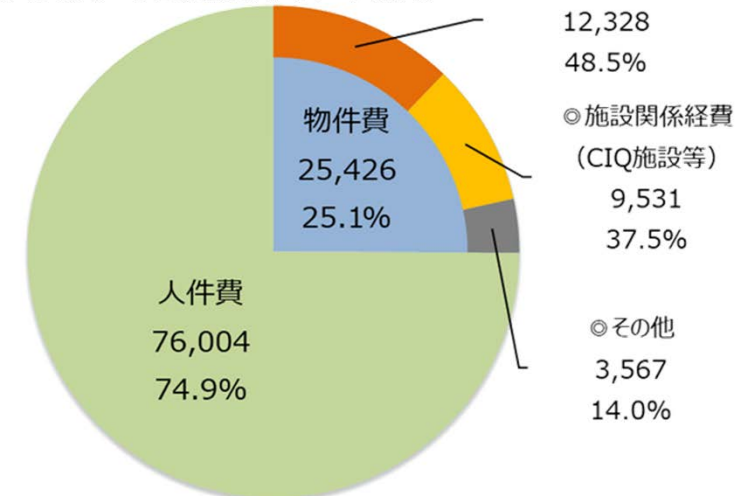
◆増員数内訳

- ・テロ対策を含む治安のための水際取締体制整備（+74人）
- ・経済安全保障を確保するための体制整備（+30人）
- ・適正な通関と課税を確保するための体制整備（+26人）
- ・新たな輸出物品販売場制度の適正運用を確保するための体制整備（+13人）
- ・AIの活用・DXの推進に向けた体制整備（+9人）
- ・国家公務員のワークライフバランス推進のための増（+4人）

【 令和7年度予算 】

区分	令和6年度 予算額 百万円	令和7年度 予算額 百万円	対前年度比	
			増▲減 百万円	伸率 %
税 関	98,921	101,430	2,510	2.5
人 件 費	73,265	76,004	2,739	3.7
物 件 費(義務的経費を除く)	24,415	24,561	145	0.6
うち 治安対策経費	12,233	12,328	95	0.8
物 件 費(義務的経費)	1,241	865	▲ 375	▲ 30.3
国際観光旅客税財源	2,491	2,428	▲ 63	▲ 2.5
デジタル庁一括計上	14,930	16,339	1,409	9.4

【令和7年度税関予算 内訳】



治安対策経費

<社会悪物品等の水際取締りの強化経費>

123億28百万円

X線検査装置 (新規)
不正薬物・爆発物探知装置 (更新)

麻薬探知犬 (新規・代替)
税関監視艇 (代替)

等

<国際観光旅客税財源> 24億28百万円

共同キオスク、外国人向け免税制度の見直しに伴うWEB免税手続等の整備

<デジタル庁予算> 163億39百万円

- ①デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム（CIS及び税関ネットワーク）
- ②各府省システム（N A C C S利用料等）

【参考】令和6年度補正予算（総合経済対策）

<円滑かつ厳格な税関体制の整備> 33億43百万円

X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等

<災害に屈しない強靱な税関関係施設の整備> 10億36百万円

エレベータ更新、庁舎外壁改修、空調設備更新等

<デジタル庁>

CIS及び税関ネットワークに係る整備経費

10億17百万円

スマート税関構想

「スマート税関構想2020」（2020年6月18日公表）

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、20年後、30年後も国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョン。



「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」

（2022年11月28日公表）

構想策定後の環境変化やニーズに対応するため、施策をアップグレード。税関発足150周年を機に公表。

スマート税関の実現に向けた取組状況

「スマート税関構想2020」及び「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」で掲げられている各施策については、目標・達成時期を定めた工程表を定期的に更新しつつ進捗管理を行い、可能なものはスケジュールを前倒しするなど、積極的に取り組んでいる。

（本年6月、更新した工程表を公表予定）

スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022の新規施策

1. 新たな環境変化

(1) 国際的な商流・物流の変化

越境電子商取引（EC）の拡大による
輸入小口急送貨物の急増

(2) 新たなニーズの出現

①輸出取締の適正化

②輸入手続の円滑化

③保税地域の活用

④国際協力の推進

⑤デジタル化への対応

(3) 技術の進歩

密輸手口の巧妙化

2. 新たなニーズ・シーズの把握

新たなニーズ・シーズの発掘

新規施策

▶ 急増する輸入貨物への対応

▶ 経済安全保障への対応

▶ 出国旅客に対する取締体制の検討

(1)輸出物品販売場制度の適正執行に向けた取組

(2)FATF勧告を踏まえた取組

▶ 知的財産侵害疑義物品に係る認定手続の更なる簡素化

▶ 業務通関における納税環境の更なる整備

▶ 経済活性化のための保税地域の活用

▶ 戦略的な関税技術協力への取組

▶ 貿易手続等のデジタル化への対応

(1)貿易情報のDX化への対応

(2)税関の保有するビッグデータの一層の利活用

(3)原産地証明書のデータ交換に向けた取組

▶ 新たな技術や機器を活用した審査・検査の効率化等

(1)空港・港湾施設等への先端技術を活用した機器等の

円滑な導入

(2)税関検査場のDX化に向けた取組

(3)X線CT装置によるAI及び物質識別を活用した不正薬物

検知の調査・研究

(4)スマートグラスを活用した審査及び検査等の効率化

(5)水中ドローンの活用可能性の検証

▶ 意見交換等を通じたニーズ・シーズの的確な把握

(1)関係団体との意見交換の充実

(2)WCO・外国税関等との情報交換の拡充

1. 令和7年度関税改正の概要

2. 最近の税関行政・関税制度

3. 国際関係

我が国における E P A等の現状

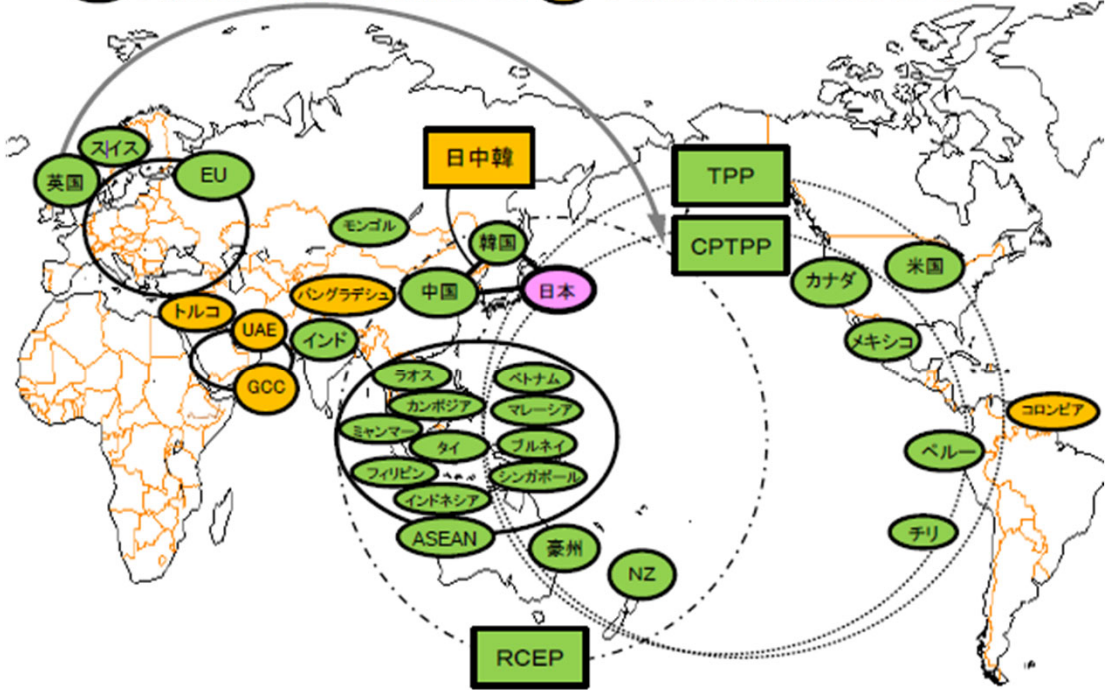
発効済 (20)

2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

署名済 (1)

T P P 12 (2016年 2 月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

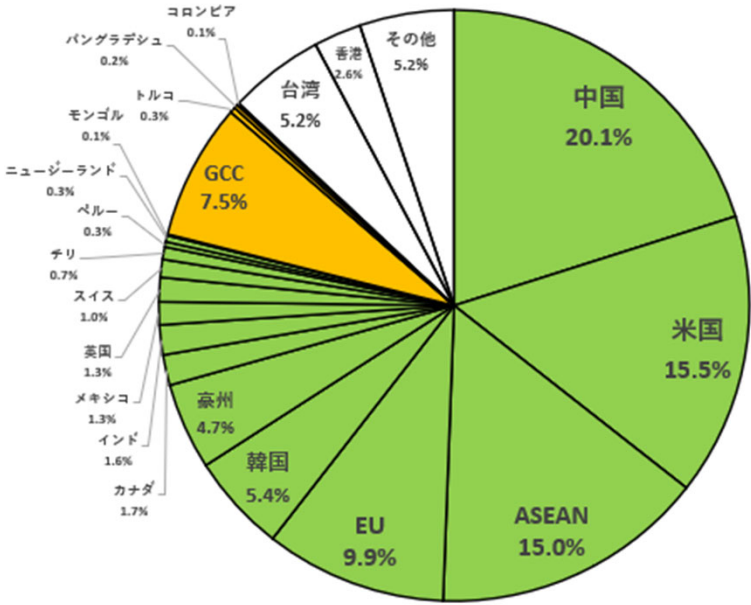
● : 既にEPA/FTA等が発効済・署名済の国・地域 ● : 現在EPA/FTA等の交渉をしている国・地域



(注1) GCC: 湾岸協力理事会(Gulf Cooperation Council)
(アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)
(注2) 米国については、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定

(2025年1月現在 ; 外務省HPより抜粋)

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合 (2024年)



発効済 + 署名済	計 : 78.9%
交渉中 (含む中断中)	計 : 8.1%
発効済 + 署名済 + 交渉中	計 : 87.0%

出典 : 財務省貿易統計 (2024年確速値)

主な動きのあるEPA

1. バングラデシュ（交渉中）

○2026年11月、LDC卒業見込み。この場合、LDC特惠関税により無税とされていた多くの品目の関税が引き上げとなるため、我が国産業界からEPA締結の要請が接到。
○2024年5月に交渉開始。5回の交渉会合を実施。

2. トルコ（交渉中）

○2014年に交渉開始。17回の交渉会合を実施。

3. UAE（交渉中）

○2024年9月に交渉開始を決定・公表。2025年2月に第2回交渉会合を実施。

4. GCC（交渉中）

○2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。
○2024年交渉再開。同年12月に第1回交渉会合*を実施。
* 中断から相当年月が経過していることから、新たに交渉をし直すことで双方合意。

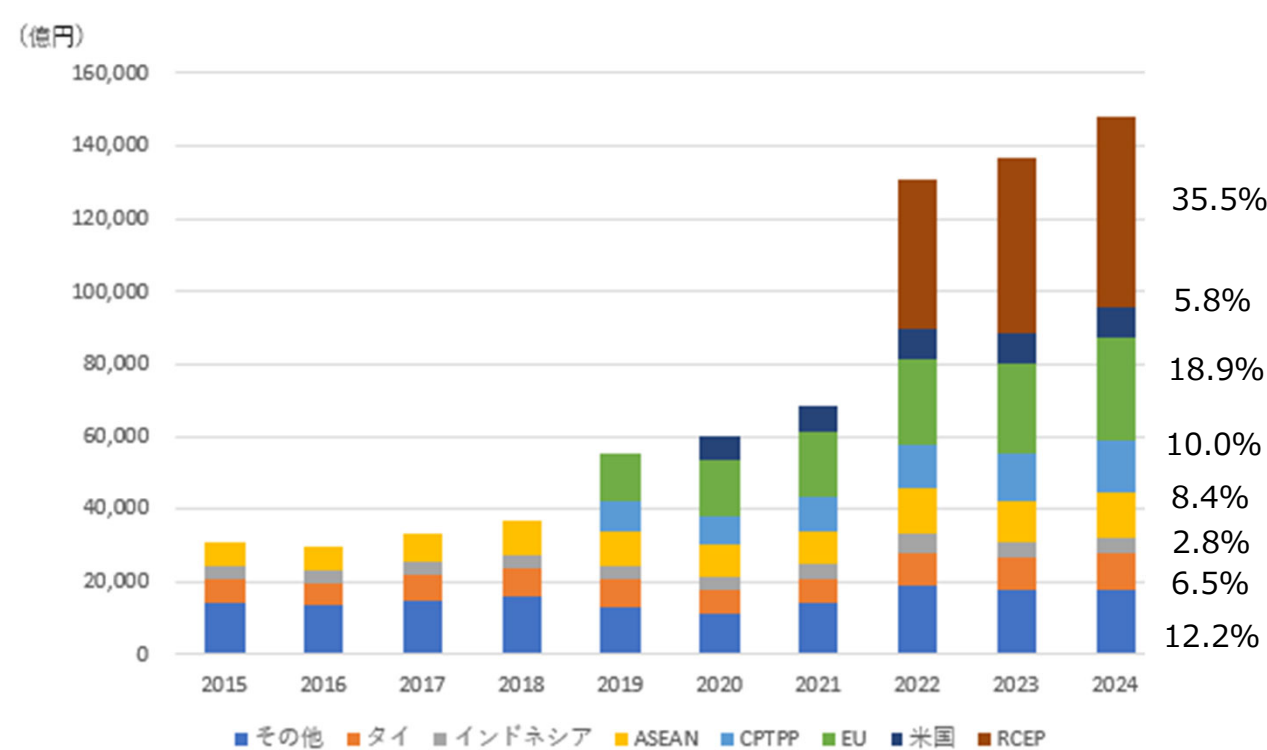
5. インドネシア（一般見直し）

○2023年12月の首脳会談において大筋合意。2024年8月8日に改正議定書に署名。
○両国において発効に向けた国内手続きを実施中。

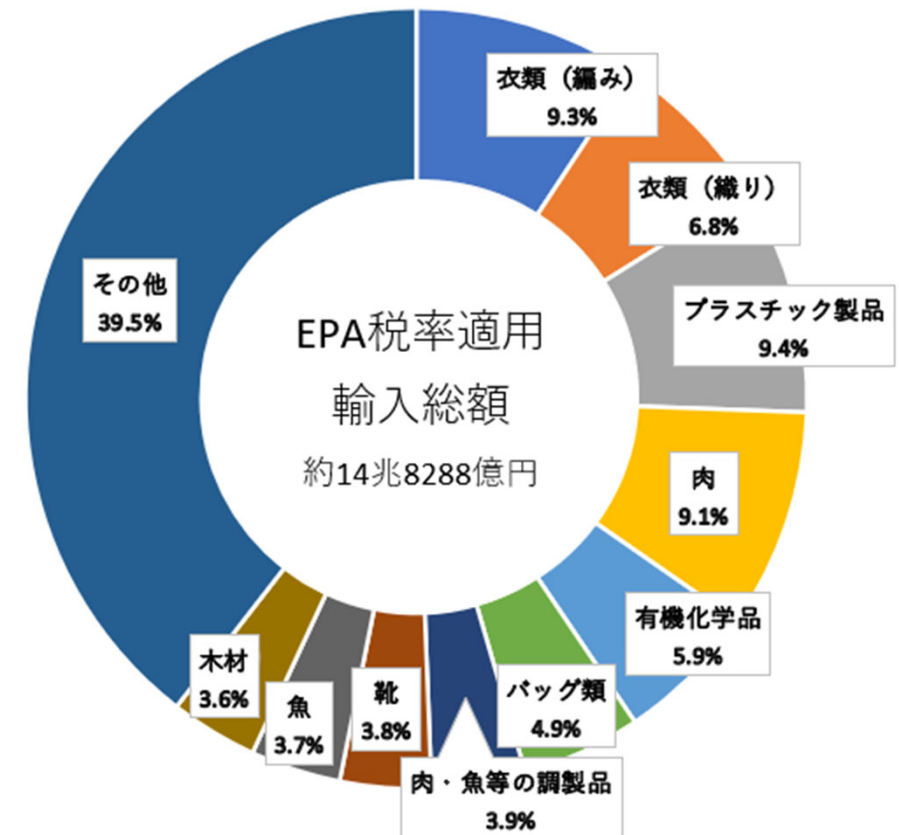
E P A等の利用状況

- EPA適用額は年々増加し、2024年14兆円を超えた。EPA別では2022年1月に発効したRCEPが全体の35.5%を占め、最も適用輸入額が多くなっている。
- 品目別では、衣類（16.1%）、プラスチック製品（9.4%）、肉（9.1%）で多く利用されている。

EPA税率適用輸入額推移 (2015年～2024年)



EPA税率適用上位10品目（適用額ベース） (2024年)



EPA利用推進に係る有識者勉強会 報告書

- RCEP発効後、我が国貿易総額に占めるEPA発効済の国・地域との貿易額の割合が約 8 割となり、EPA利用の更なる拡大が見込まれる。一方、メリットの不明瞭さや専門家の不足等の理由から、特に輸出において、国内企業が積極的なEPA利用に踏み切れない実態もあることがアンケート等で指摘されている。
- 国内企業、特に中小企業のEPA利用を推進するための課題と対応策を検討する目的で、有識者勉強会を昨年6月に立ち上げ。本年1月に、勉強会は議論内容を報告書として公表。

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/epa/epa.html>

プレナリー（全体会議）

【役割】 課題整理、論点提示、報告書の取りまとめ・公表

【参加者】有識者及び関税局課室

有識者：輸出入事業者、通関業者、弁護士、学識経験者

関税局：国際担当審議官、経済連携室、業務課、原産地規則室等

ワーキンググループ

【役割】 個別論点の深掘り、解決策等の提案、新たな課題の提示

【参加者】各WGの分野と関連が深い有識者及び関税局課室

【事業者課題WG】リード：清水一委員（アイシン）

-経営戦略上のEPA活用や関税マネジメントの重要性を事業経営者の認識につなげる効果的な手段を明確化

【民間専門家課題WG】リード：田中雄作委員（旭化成）

-通関士（通関業者）を含め民間に一定程度存在している民間専門家の能力を如何に育成・活用するか等を検討

報告書概要

- 世界の貿易環境が大きく変わる中、企業は適切な事業戦略立案を行うために、関税ルールの変化を把握やEPAの戦略的価値の認識・理解が重要。
- しかし専門人材を、特に中小企業が内部で育成することは、容易ではなく、外部の関税の民間専門家が必要。
- 関税ルールの専門家である通関士向けに「EPA関税認定アドバイザー（仮称）」養成講座及び認定制度の創設を提言（日本通関業連合会が実施主体と想定）。
- EPA関税認定アドバイザーは、全国の身近な専門家としてEPA特惠関税等に係るアドバイス（関税分類特定支援、事後確認支援、原産地判定支援等）を日々提供し、日本の中小企業を含めた輸出拡大等に貢献することが期待される。
- 日本税関によるEPA利用支援として、EPA関税認定アドバイザーや関連機関等との連携や後方支援、諸外国税関との連携も重要と指摘。

1. 鉄鋼・アルミ、自動車・自動車部品に関する追加関税

- ・ 通商拡大法232条を根拠とした安全保障上の措置。

鉄鋼・アルミ

- 3月12日から、鉄鋼・アルミに25%の追加関税を賦課。

自動車・自動車部品

- 自動車・自動車部品に対し、それぞれ4月3日、5月3日から25%の追加関税を賦課。

※1 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく特惠関税の適用対象となる自動車については、25%の追加関税を非米国製部品の価値に対してのみ適用することが可能。

※2 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に基づく特惠関税の適用対象となる自動車部品については、非米国製部品の価値に対してのみ25%の追加関税を賦課するプロセスが確立されるまで追加関税を賦課しない。

2. 国別の追加関税

（1）相互関税

- ・ 外国の非関税障壁等に基づく大きな貿易赤字による国家緊急事態に対処するため国際緊急経済権限法に基づく権限を活用。
- ・ 4月5日より、すべての国の、通商拡大法232条に基づく課税・調査品目等を除く全品目に対し、10%のベースライン関税を適用（カナダ・メキシコ等を除く）。一部（大きな貿易赤字となっている国に対する10%より高い個別の相互関税）について、適用を4月10日から7月9日（90日間）まで一時停止（中国除く）。

（2）中国

- ・ 2月4日より、フェンタニルの流入等の国家緊急事態に対処するため国際緊急経済権限法に基づく権限を活用し、10%の追加関税を賦課。3月4日から20%に引上げ。
- ・ 相互関税発表後の米中間の動き
米国の中国に対する相互関税：34%（4月2日発表の税率）→ 84%（4月9日）→ 125%（4月10日）→ **10%（5月14日までに）**
中国の米国に対する追加関税：34%（4月4日）→ 84%（4月9日）→ 125%（4月11日）→ **10%（5月14日までに）**
- ・ 5月2日より、中国からの少額貨物（800ドル以下）の輸入に対するデミニスルールの適用を停止。

（3）カナダ・メキシコ

- ・ 3月4日より、フェンタニルの流入等の国家緊急事態に対処するため国際緊急経済権限法に基づく権限を活用し、原則25%の追加関税を賦課。本措置が終了又は停止された場合、12%の相互関税の対象となる。なお、いずれの措置についてもUSMCAに基づく特惠関税の適用対象となる品目は追加関税の対象外。

米国の貿易赤字の推移（相手国別）

日本との貿易赤字
対米国の名目GDP比
(%、左軸)

1.5%

1.2%

0.9%

0.6%

0.3%

0.0%

1987

1989

1991

1993

1995

1997

1999

2001

2003

2005

2007

2009

2011

2013

2015

2017

2019

2021

2023

貿易赤字
(億ドル、右軸)

5,000

4,000

3,000

2,000

1,000

0

中国

EU

メキシコ

ベトナム

台湾

日本

韓国

カナダ

		1990年	2000年	2010年	2020年	2024年
名目GDP (兆ドル)		6.0	10.3	15.0	21.4	29.2
貿易赤字額 (億ドル)		1,017	4,361	6,354	9,015	12,022
赤字相手国 (億ドル)	1 位	日本(411)	中国(838)	中国(2,730)	中国(3,080)	中国(2,954)
	2 位	台湾(112)	日本(816)	メキシコ(663)	メキシコ(1,110)	メキシコ(1,720)
	3 位	中国(104)	カナダ(519)	日本(601)	ベトナム(697)	ベトナム(1,234)

日本との貿易赤字対米国の名目GDP比 中国 メキシコ ベトナム 台湾 日本 韓国 カナダ EU